様式第1(第4条から第7条まで関係)

第1表

営業費総括表　　(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与		
給料手当		
給料手当振替額(貸方)		
退職給与金		
厚生費		
委託検針費		
委託集金費		
雑給		
燃料費		
廃棄物処理費		
消耗品費		
修繕費		
水利使用料		
補償費		
賃借料		
託送料		
事業者間精算費		
委託費		
損害保険料		
普及開発関係費		
養成費		
研究費		
諸費	＜　＞ ＜　＞	
貸倒損		
固定資産税		
雑税		
減価償却費		
固定資産除却費		

共有設備費等分担額		
共有設備費等分担額(貸方)		
地帯間購入電源費		
地帯間購入送電費		
他社購入電源費	( )	
他社購入送電費		
非化石証書購入費		
振替損失調整額		
建設分担関連費振替額(貸方)		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)		
電源開発促進税		
事業税		
開発費		
開発費償却		
電力費振替勘定(貸方)		
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費		
社債発行費償却		
法人税等		
自社アンシラリーサービス費		
賠償負担金担当金		
廃炉円滑化負担金担当金		
合　　計		

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

(記載注意)

1　給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円／月)を、備考欄に記載すること。

2　事業者間精算費、地帯間購入電源費、他社購入電源費、非化石証書購入費及び振替損失調整額の購入電力量(10^6kWh)を、備考欄に記載すること。

3　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

4　他社購入電源費の(　)内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

［主な項目の内訳］

(1)　燃料費　　（単位：千円）

項目		金額	備考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小計		
新エネルギー等燃料費			
合計			
火力燃料重油換算消費量(10^3kl)			
火力燃料重油換算単価(円／kl)			
火力発電電力量(発電端10^6kWh)			
火力燃料kWh当たり単価(発電端円／kWh)			
新エネルギー等燃料重油換算消費量(10^3kl)			
新エネルギー等燃料重油換算単価(円／kl)			
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量(発電端10^6kWh)			
新エネルギー等燃料kWh当たり単価(発電端円／kWh)			

＜参考＞　主要燃料消費数量、消費価格

項目		数量・価格	備考
消費数量	石炭(10^3t)		
	重油(10^3kl)		
	原油(10^3kl)		
	LNG(10^3t)		
平均消費価格	石炭(円／t)		
	重油(円／kl)		
	原油(円／kl)		
	LNG(円／t)		

(2)　修繕費　　（単位：千円）

項目	金額	備考
普通修繕費		
取替修繕費		
合計		

(3)　減価償却費　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
水力発電設備		
火力発電設備		
新エネルギー等発電設備		
送電設備		
変電設備		
配電設備		
業務設備		
合　　計		

第2表

事業報酬総括表　　（単位：千円）

項　　目			金　　額	備　　考
電気事業報酬	特定固定資産			
	建設中の資産			
	特定投資			
	運転資本	営業資本		
		貯蔵品		
		小　　計		
	繰延償却資産			
	合　　計			
	報酬率(%)			
	電気事業報酬額			

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

第3表

追加事業報酬総括表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
連系設備特別報酬額 (1)		
還　元　額 (2)		
内部留保相当額控除額 (3)		
追加事業報酬額 (4)＝(1)－(2)－(3)		

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

(記載注意)

電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第4表

控除収益総括表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
遅収加算料金		
地帯間販売電源料		
地帯間販売送電料	（　）	
他社販売電源料		
託送収益	（　）	
事業者間精算収益		
電灯料(離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)		
電力料(離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)		
電気事業雑収益		
預金利息		
合　　計		

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

(記載注意)

1　地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10^6kWh)を、備考欄に記載すること。

2　地帯間販売送電料及び託送収益の(　)内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注　1　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬､追加事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は､｢千円｣を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。